

福祉生活病院常任委員会資料

(令和8年8月21日)

〔件 名〕

- 令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業の経営状況について
(水環境保全課)・・・2
- 鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者募集要項(案)及びスケジュールの概要等について
(西部総合事務所環境建築局)・・・3

生 活 環 境 部

令和7年度鳥取県天神川流域下水道事業の経営状況について

令和8年8月21日
水環境保全課

1 経営状況

令和7年度天神川流域下水道事業の純損益は74百万円の黒字となり、前年度に比べ48百万円黒字幅が拡大した。

黒字幅拡大の主な要因は、令和7年度から市町村負担金単価を15円/㎡引上げ（R6：93円/㎡→R7：108円/㎡）たことによる管理事業費負担金の増加による。

2 今後の見通しと取組み

市町負担金単価の引き上げにより、当面は黒字や資金水準を維持できる見通しであるが、物価上昇による費用増や人口減少による収入減が続くことが予想され、経営環境は厳しさを増していくものと見込まれる。

このような状況のなか、引き続き指定管理者による効率的な処理場の運営やストックマネジメント計画に基づく施設改築費の平準化等に努めるとともに、中部圏域における汚水処理の広域化・共同化やウォーターPPPの取組みを進めていくことで、適正かつ効率的な下水処理と施設の維持管理を行い、安定的な経営を維持していく。なお、令和7年度から鳥取スタイルPPA（太陽光発電）を導入し、光熱費の削減にも取り組んでいる。

○損益等の状況

（税抜、単位：千円）

区分	7年度	6年度	増減	備考
営業収益	689,948	606,574	83,374	
管理事業費負担金	689,948	606,574	83,374	負担金単価の引上げに伴う管理事業費負担金の増
建設事業費負担金	0	0	0	
営業費用	1,234,134	1,176,366	57,768	
管渠費	13,780	5,278	8,502	
処理場費	491,661	475,395	16,266	主に指定管理者の再委託の増による維持管理費用の増
総係費	17,592	18,309	△ 717	
減価償却費	688,416	677,384	11,032	
資産減耗費	22,685	0	22,685	設備更新に伴う旧設備除却に係る除却損の皆増
その他	0	0	0	
営業損益	△ 544,186	△ 569,792	25,606	
営業外収益	643,903	622,889	21,014	
長期前受金戻入	560,255	546,460	13,795	減価償却費見合いの国補助金等の長期前受金戻入の増
その他	83,648	76,429	7,219	
営業外費用	25,263	25,925	△ 662	
支払利息等	17,363	17,943	△ 580	
雑支出	7,900	7,982	△ 82	
経常損益	74,454	27,172	47,282	
特別利益	19,823	49,325	△ 29,502	広域化等共同委託に係る市町分の収入の減
特別損失	19,823	49,721	△ 29,898	広域化等共同委託に係る市町分の支出の減
当年度純利益	74,454	26,776	47,678	

○資本的収入・支出の状況

（税込、単位：千円）

区分	7年度	6年度	増減	備考
資本的収入	674,842	392,286	282,556	
国庫補助金	425,500	240,219	185,281	工事量の増
建設事業費負担金	118,570	70,638	47,932	〃
企業債	99,000	54,000	45,000	〃
他会計負担金等	31,733	27,429	4,304	
固定資産売却代金	39	0	39	
資本的支出	904,766	628,284	276,482	
建設改良費	665,293	385,284	280,009	工事量の増
企業債償還金	95,473	99,000	△ 3,527	
他会計借入金償還金	144,000	144,000	0	
差引	△ 229,924	△ 235,998	6,074	

○内部留保資金の状況

（単位：千円）

区分	7年度	6年度	増減	備考
内部留保資金	366,791	360,632	6,159	

鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者募集要項（案）及びスケジュールの概要等について

令和 8 年 8 月 2 1 日
西部総合事務所環境建築局

令和 8 年度末で指定管理期間が満了する鳥取県立大山自然歴史館に係る次期指定管理候補者選定にあたって、鳥取県立大山自然歴史館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を定めて募集することとしており、募集要項（案）及び今後のスケジュール等について概要を報告する。

1 募集要項（案）の概要

募集要項（案）は、7 月 2 7 日（月）に開催した令和 8 年度第 1 回西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）において承認された。

（1）応募資格

県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

（2）指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

（3）指定管理者が行う業務等 ※変更なし

ア 業務の内容

（ア）施設設備の維持管理に関する業務

（イ）利用促進に関する業務

（ウ）その他管理運営に必要な業務

イ 管理の基準（基本的事項）

（ア）開館時間、休館日は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（イ）施設の利用の制限は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

（ウ）入館料は、無料とする。

ウ 人員体制

（ア）管理責任者として館長相当職を 1 名配置すること。

（イ）自然、歴史及び文化に関するイベント（自然観察会、ワークショップ、企画展等）の企画、監修及び運営を行った経験をもつ者（学芸解説員）を 2 名以上配置すること。

（4）指定管理料

県は、指定期間中の管理運営費に必要な経費として、総額 1 7 7, 8 1 5 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

（5）その他の収入の取扱い等

ア 指定管理者は、鳥取県立大山自然歴史館の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら料金を徴収する事業（自主事業）を実施できる。

イ 利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として収受する。

ウ 指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しない。

2 指定管理候補者の選定方法

（1）選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会において、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

(2) 審査委員

区分	氏名（敬称略）	所属等
学識経験者	中原 斉	米子市立山陰歴史館 館長
税理士	田代 智彦	税理士事務所ユア・サポート 税理士
有識者	清水 律子	宿坊観證院山楽荘 女将
有識者	赤井 伸江	特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構 理事

(3) 選定基準（鳥取県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条）

	選 定 基 準	審 査 項 目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。	○管理運営の基本的な考え方（施設の設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針）
2	施設の効用を最大限に発揮せるものであること。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策と利用促進策、自然・歴史・文化を紹介し魅力を体験できる場及び教育の場の提供） ○地域の施設・団体等と連携した取組 ○施設管理（施設設備の維持管理・衛生管理、省エネへの取組等） ○開館時間等（開館時間・休館日の設定） ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ○個人情報保護等への対応 ○利用者等の要望の把握及び対応方針
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。	○収支計画及び見積内容 ○指定管理料上限額に対する提示金額の評価
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況（障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等、あいサポート企業等の認定等） ○当該施設の管理運営状況の実績評価（※） ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ

3 スケジュール（案）

- ・令和8年7月27日 第1回審査委員会開催（募集要項（案）等の審議） ※開催済
- ・ 9月1日～10月15日 指定管理者募集受付
- ・ 10月下旬 第2回審査委員会開催（指定管理候補者の面接審査）
- ・ 10月下旬～11月上旬 審査結果の通知・公表
- ・ 11月 指定管理者指定議案の提出（11月議会）
- ・ 12月～翌3月 指定管理者の指定、告示、協定書締結
- ・令和9年4月 次期指定管理開始

4 参考

現行期間（R4.4～R9.3）指定管理者：公募により一般社団法人大山観光局を選定。